

## 第 3 回

# 経済環境小委員会会議録

平成 1 5 年 1 1 月 2 1 日 ( 金 )

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

### 第3回 経済環境小委員会

日 時 平成15年11月21日(金) 午後2時00分

会 場 木曾川町役場3階 大委員会室

出席委員(9名)

委員長	井浪 清	木曾川町議会議員	副委員長	木村 貞雄	一宮市議会議員
委員	北岸 節男	尾西市議会議員	委員	大島千恵子	一宮市学識経験者
"	佐野 豪男	一宮市学識経験者	"	吉田 弘	尾西市学識経験者
"	上田 芳敬	尾西市学識経験者	"	五藤 和吾	木曾川町学識経験者
"	五藤 久佳	木曾川町学識経験者			

議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議経環第4号 環境対策事業について

協議経環第5号 農林水産関係事業について

(2) 提案事項

協議経環第6号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議経環第7号 補助金、交付金等の取扱いについて

3. その他

・経済環境小委員会の日程について

4. 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 3 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 経済環境小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日の出席状況は、委員総数 9 名のうちご出席が 9 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、井浪委員長さん、よろしく願いいたします。

井浪 清委員長

どうも皆さんこんにちは。本日の出席、大変ご苦労様でございます。当小委員会も今回で 3 回目を迎えることになりましたが、2 市 1 町、それぞれ多くの先人が心血を注いで築き上げてきた非常に歴史のあるまちでございますので、どうか引き続き、これからも新しいまち、新市の将来像を見据えて積極的にご意見をいただき、精力的に議事を進めていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入らせていただきますが、その前に、先回、協議の中で数点宿題となっていた事項があったと思いますが、事務局よりその回答と説明をお願いいたします。はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

一宮市の星野でございますが、どうぞよろしく願います。

前回の委員会の中で、佐野委員より下水道処理計画区域の世帯数を知りたいということでございました。ただいまからその世帯数、市町別にお話しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、全体の世帯数でございますが、平成 15 年 4 月 1 日現在、世帯数は一宮市が 9 万 5,888 世帯、尾西市が 1 万 9,518 世帯、木曾川町が 1 万 834 世帯でございます。このうち、下水道の処理計画区域の世帯数でございますが、一宮市が 5 万 2,852 世帯、率にしますと 55.1%でございます。尾西市が 7,370 世帯、率で 37.8%、木曾川町が 2,838 世帯、率で 26.2%という数字が下水道処理の計画区域ということになっております。

それから、2 点目でございます。私、先回の小委員会で、持ち込みごみの 80 キロ控除の関係、一部誤って説明をいたしましたので、訂正させていただきます。一宮市の計量方法の中で、搬入車両によって控除される重量が変わってしまうような説明をいたしました。若干説明内容に誤りがございました。80 キロ控除については、あくまでも搬入されたごみの重量より 80 キログラムを控除いたしております。前回の繰り返しになりますけれども、ごみの重量の計算は、まず、1 人乗車した状態の車の総重量を計算させていただきます。そこから、ごみ以外の重量として、車検証に記載してある車の重量プラス運転手の重量として 60 キログラムを算出し、総重量から、この車検証の重量と運転手の重量を足したものを引いて、ごみの重量とさせていただきます。このごみの重量から 80 キロを控除さ

せていただいております。

なお、ごみを搬入していただいた場合には、職員が、搬入されたごみの内容を確認させていただいております。このときに、ごみが少ない場合等で、先ほど説明させていただいた方法で出たごみの重量が、お伺いしたごみではそれほどの重量がないと思われる場合には、職員がお客様に対して、ごみ重量の確認をさせていただきます。例えば、前回申し上げました仮装、いろんな飾りとか、例えば工具とか、そういうものが入っている場合に非常に重くなるというときには、もう一度、そのごみをおろした後に計量していただき、正確にごみ重量を量るようさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

井浪 清委員長

事務局いいですか、それで、ほかにいいですか。

ただいま事務局より、先回の協議事項について追加説明がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

いいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

ほかにご意見等ないようでございますので、次以降の協議事項のところで、ただいまの説明も踏まえましてご協議していただきたいと思っております。

それでは、本日の議題の協議事項第4号、環境対策事業につきまして議題とさせていただきます。

資料の1ページ、「資料1」をお開きください。

環境対策事業は、先般10月17日の第2回小委員会において提案され、ご協議いただいて、各市町へお持ち帰りになられたかと思っておりますが、お持ち帰りになり、検討された結果、ご意見、ご質問等ございますか。

(「質問はありません」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

いいですか。なければ進めさせていただきます。

ほかにご意見等ございませんようでございますので、協議事項第4号の取り扱いの調整方針につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議事項第4号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議事項第5号、農林水産関係事業につきまして議題とさせていただきます。

資料の2ページ、「資料2」をお開きください。

お持ち帰りになり、検討された結果、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ご質問ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

ほかにご意見等ございませんようでございますので、協議事項第5号の取り扱いの調整方針につきましては、原案のとおり承認することでご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議事項第5号は、原案のとおり承認されました。

次に、提案事項に移ります。

それでは、協議事項第6号の協定項目15、使用料、手数料等の取扱いについて議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、事務局課長。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。お手元の次第3ページをお願い申し上げます。

協議経環第6号、使用料、手数料等の取扱いについて、協定項目第15号でございます。調整方針を読ませていただきます。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため、合併時に統一する。

恐れ入ります。協議附属資料「使用料、手数料等の取扱い」をお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

まず、一番上に、一宮市のエコハウス138、これはもちろん一宮市しかございませんが、現行のとおりとさせていただきます。尾西市・木曽川町の方も従前同様にお使いいただくということでございます。

次に、尾西市の「ゆうゆうのやかた」、これについても同様でございます。なお、15年10月1日より、市内在住の70歳以上の方を対象に無料の日を設定されているということでございますので、火曜日から金曜日まで無料で70歳以上の方はお使いいただけるということでございます。

次に、2ページの勤労者の家、それと宮前三八市、これも一宮市の施設でございますが、現行のとおりお使いいただけるということでございます。

はねていただきまして、3ページをお願い申し上げます。

ちょっと細かい数字が並んでおりますけれども、一番上の鳥獣飼養登録票交付手数料等3つについては、2市1町同じでありますので、現行のとおりとさせていただきます。

墓地使用許可証の書替え又は再交付の手数料については、一宮市の制度に合わせるということで、200円を頂戴するというように調整がなされております。

次に、計量法に基づく定期・随時検査手数料でございますが、これは、いわゆる一宮市が特例市でありますので、県からおりてきた業務でございますが、一宮市のみが実施している業務であります。合併後は、当然ながら2市1町37万都市となっても同様でございますので、このまま一宮市の制度に合わせるといったことで、この料金を使わせていただくということでございます。

次に、4ページでございます。農業関係の手数料でございます。これも2市1町、無料であったり、200円を頂戴したり一様ではございませんが、右の調整方針を見ていただきますと、原則として無料とする。ただし、農用地区域の証明手数料、生産緑地地区の証明手数料は1件200円とするとさせていただきます。

これは、ちょっと古い資料でございますが、国の方から昭和42年に当時の農林省の農地課長名で通知が参っております、「農地法の許認可と関連を有しない目的のために行われる場合には、証明のための手数料を徴収することは、農地行政の観点からは差し支えない」といったことございまして、この通知を当てはめると、下の農用地区域の証明手数料、あるいは生産緑地の証明手数料、これに関してはいただいてもいいのかなということございまして、逆に言いますと、農地基本台帳の証明手数料等は、この農林省の通知内容を生かしますと、無料が望ましいということをもちまして、今回この調整方針とさせていただきます。

5ページには先進事例、6ページ以降に関係法令等を載せさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より、使用料、手数料等の取扱いについて説明がございました。ご意見、ご質問等ございますか。

はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

墓地使用許可書の書替え又は再交付の手数料となっておりますけれども、尾西市、木曾川町には数字がないのですが、尾西市の場合は市営の墓地というのは、確かないと思うのですが、一宮市さんの場合のこの墓地というのは、どんな墓地のことをいうのか、ご説明をお願いいたします。

井浪 清委員長

事務局、はい、どうぞ。

星野 喜典環境分科会長

一宮市の場合は市営で3カ所墓地がございまして、それを市で設営して、当初、お譲りするときだけにお金をいただくという墓地が3カ所ございます。そういう市営の墓地でございますので、そのときに、例えば使用したいときに、埋火葬の証明書等を提出していただいて、そのときに使用許可書を出すというときの手数料でございます。

以上です。

井浪 清委員長

はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

墓地の問題というのは非常に複雑な問題を含んでいると私は理解をしておりますけれども、そのほかに、登記簿上は、例えば、どこどこ村所有というような墓地がたくさんあると思うのですが、そういった墓地に関しては、一宮市さんの方はどういう関わりをもって対応されているのか、お聞きしたいと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

今おっしゃいました各地区でそれぞれ持ってみえた墓地については、昔はその管理をするため、例えば、除草とか消毒、木があれば消毒の関係がございます。その管理費というのを私どもでお支払いしていた経緯がございます。現在はあと1カ所だけ、そういう町内の墓地がございます、そこに対して、その除草とか管理費を一部払っておるケースがございます。

井浪 清委員長

はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

そうすると、ほぼその市営の3カ所の墓地で事足りているということになるかと思いますが、権利関係は、使用料を払うということですから、使用料そのものがどういうふうな金額になっているのかも教えたいのですが、使用そのものは、要するに永代使用になるのか、例えばいろいろな制約がついているのか、そこら辺を簡単にご説明願えませんでしょうか。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

星野 喜典環境分科会長

例えば、平成12年度に新しく造成をさせていただいた、増やさせていただいたケースでお話ししたいと思います。

それぞれ、常光墓地、市の中心街に常光という墓地が約5,000、それから、ちょっと数字的に申し訳ないです、常光の墓地と、東島と、もう一つは、奥町の墓地というのがございます。そこでご希望がある程度出てきますと、電話等の問い合わせを確認しまして、ご希望が出てくる。そうすると、造成あるいは返還墓地というのがございます。といいますのは、今までであっても、ほかの方で作りましたから要りませんということでの返還墓地等がございます。それで、新しい墓地も当然ある程度造成をいたしまして、そのときに、その場所、例えば、市の中心部でしたら1メートル区画で幾らという形、奥町でしたら、1メートル区画で幾らというのが条例で決まっております。それに合わせて、例えば90センチ角でしたら、その0.9ぐらいになるのですかね、そういう形でお金を決めまして、当初

で抽選を行います。そこで、そのお金を支払っていただいて、3年間の間に、そのときには、もうお骨を持っているというのが条件になりまして、3年間の間に建設していただくということで、後の管理、その場所だけの管理は、当然そのご親族の方に草取りとか、そういうことはやっていただくのですが、それだけをお願いすると。

ですから、頭でその区割り、その広さによってのお金を払っていただくということになります。それで返還があれば、それを次のときの機会の売り出しにさせていただくというものでございますので、その管理費といいますか、そういうものは現在のところはいただいているという状況でございます。

井浪 清委員長

はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

私、なぜそういうことをお聞きしたかと申しますと、尾西市の場合は市営の墓地がないものですから、各町内がまちまちの管理を規程として持って、非常に各地域の個性的な管理規約などを作っているんですね。もし合併になったという場合に、旧一宮地区の皆さんは市営の墓地で何とか賄っていくという方針でやってこられた。木曾川町さんの場合、私はよく存じませんが、尾西市の場合はばらばらなんですね。ばらばらなものですから、ある種、既得権がもう既に発生しておりますので、この辺の調整はどういうふうにお考えになって、合併時に一宮市の制度に合わせるというふうにお書きになっているのかをお聞きしておきたいと思えます。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

先ほど金額の関係だけ、ひとつ正確にお話しさせていただきます。まず、常光墓地というところが1平方メートル当たり16万7,000円でございます。東島霊園、1平方メートル当たり12万2,000円、それから奥町墓地が9万4,000円という単価で、先ほど申しましたように、その平米数、1平方メートルの墓地であればこれだけいただきますし、例えば90センチ、90センチであれば、またそれに合わせた0.810ということですから、常光でしたら13万5,270円という金額になります。これだけちょっと追加でお話しさせていただきます。

それから、ただいまご質問にありました、各町内の所有の墓地、既得権、私どもの方にもよくご相談はありますが、これは、一宮市の場合、先ほど申しましたように、各町内、そのところで管理をしてみえますので、一宮市として、あるいは尾西市さんも当然同じでしょうけれども、中へ入る、例えば、そこへ介入することはできないと私どもは考えております。

以上でございます。

井浪 清委員長

北岸委員さん。

北岸 節男委員



各町内の所有の墓地というのは、かつて聞いたような記憶で薄らとしておりますけれども、間違っていたらお教え願いたいのですが、太平洋戦争で敗戦しまして、ポツダム宣言を受諾して、本来、各町内が所有していたものは公有に帰すべきだというふうに言われていたというか、おっしゃられたことがあるというふうにお聞きしましたが、こういうものを公営に切りかえる、市有に切りかえるということは視野には全く入っておりませんか

井浪 清委員長

はい、事務局、どうぞ。

時田 満稔経済環境副部長

失礼します。尾西市の産業環境部の時田と申します。先ほどの民有墓地の関係ですけれども、私どもが承知している範囲は、戦争協力団体として設置をされた団体が、その間に取得した財産については、要するに没収ですよ。ところが、それ以前から持っているものについてはポツダム宣言の対象外ということで、私としては承知しているわけです。

従いまして、今ご質問の中の町内とか部落、字持ち、いろいろあるかと思えますけれども、それは、以前にそういうものを持っていて、特に戦争協力団体として登録とか認可をされていないところについては、市へ帰属するという事はないということで聞いておりますので、従来どおり、町内とか、そういうところでの管理になろうかと思えます。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、佐野委員さん。

佐野 豪男委員

1 ページのエコハウス 1 3 8 とありますが、繊維団地にある温水プールはまた別なのですか。

井浪 清委員長

事務局課長。

伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。今回この第3回目、あるいは小委員会によっては第4回目でございますが、この11月に開催される小委員会に、使用料、手数料等は一括してご提案申し上げているというところでございます。丹陽町にあります温水プールというのは、これは教育委員会所管でございますので、総務文教小委員会の方へ、その使用料、手数料等の取扱いということで上げさせていただく予定にしております。エコハウス 1 3 8 は、これは一宮市の環境部所管の施設でございますので、今回この経済環境小委員会にかけさせていただいたというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

ほかにご意見等ございますか、ご質問。

はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

すみません、順序が逆になってしまいました。これは上からおりてきたことだとは思いますが、鳥獣飼養登録票等の手数料関係ですが、1件4,600円という事に対しては、結構私は高額だと思います。これは、県から確か指示があった件だと思いますが、こういった件に関して討議をなされましたでしょうか。お聞きしたいと思います。

それと、もう1件ですけれども、これは、実はこの討議の中にありませんので、ふさわしくないかもしれません。ただ、無視はできないものですからお聞きしたいと思います。一宮市、木曾川町の実状は、私、存じ上げておりませんので、とりあえず尾西市の実状について申し上げて、お尋ねしたいと思います。合併処理浄化槽等を設置する場合に、各農業団体である生産組合単位で、もしくは町内単位で合併処理浄化槽の設置に対して、何がしかの名目をつけて設置手数料をお取りになっているところが、いまだに私どもはあると聞いておりますが、それは一宮市、木曾川町は一体どういうふうになっているのかお教え願いたい。本来、随分前に、建設省かどこかだったと思いますが、通達で、それはやめなさいというのがあったと記憶いたしておりますが、実態はどうなっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

1点目の鳥獣の関係でございますが、今年の4月、県から市町村、市町の方へおりてきた事務でございます。その関係で、そのとおりの金額を使わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

井浪 清委員長

はい、事務局課長。

伊神 正文事務局課長

2点目でございますけれども、これに関して、一宮市においては、年度当初に市長名をもちまして各町内に、そういった料金を取ることは望ましくないといった通知文を差し上げておるところでございます。

井浪 清委員長

はい、北岸委員。

北岸 節男委員

鳥の方の手数は、上からおりてきた数字をそのままというふうに私も承知してはおりますけれども、高いと思われませんか。それについての論議はなかったのですかね。

それと、今の市長名の通知は、これは毎年毎年おやりになっているのでしょうか。お教え願いたいと思っております。

井浪 清委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

私どもの方の建設部維持課というところが担当でございます。私が維持課長から聴取

した内容では、毎年、年度当初に出しているということでございます。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

1点目の方のこれが高いと思われませんかということでございますけども、それぞれ条例で決まっております。私どもで高い、安いという判断はいたしかねますので、お願いいたします。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、事務局。

山内 勝美副幹事長

今の鳥獣飼養登録手数料の件につきましては、これは今担当部署が申しましたように、今年の4月から市町村におりてきたものでございまして、この手数料については各市町が独自で許可することはできるということは伺っています。私も当時、総務部長をしておりまして、手数料の条例の提案のときに、今、北岸委員がおっしゃるように、高いのではないかというご質問があったかと思うのですが、それにつきましては、市町それぞれで判定が非常に難しいと。それで、現実に県が行っておられるときの1件当たりの原価計算をしたもので県は進めておられると聞いております。

それで、現実に市町村にはほとんど仕事の量はないそうですけども、もしあったときには、原価計算をすればこのぐらいになるということで、できれば県内の市町村が同じ単価でやってもらえるとありがたいという県からのご指摘もあり、一宮、木曽川も同じ単価になっておりますので、そのような格好でご理解賜りたいと思っております。

井浪 清委員長

はい、上田委員。

上田 芳敬委員

すみません。使用料の件でちょっとお伺いしたいのですが、先ほどエコハウスとか「ゆうゆうのやかた」というのは環境部の方の管轄だということで、今日この場ではこれだけしか出ていないかと思うのですけれども、一宮市になれば、かなり多くのいろいろな公共施設があるかと思うのですが、部によって、もしかして使用料が違うものなのかどうか。あるいは、私たち、簡単な話ですけど、例えば温水プールを使うにしても、環境部だろうが教育委員会だろうが関係なく使うわけですよね。そういった部分を、多分討議されていると思うのですけども、そういったところでその使用料のでこぼこがあるのかないのかをお聞きします。

あるいは、こんなことを言ったら怒られるかもしれないのですけど、こういった使用料に関して、一括して本来は協議会でやればそれでいいとは思いますが、一括でやられた方が、私たち市民として使用する事に関しては、全くどこの部が管轄しているかという事は余り関係ない問題ではないかなと思いますので、ごめんなさい、話がちょっと飛

んでいるのですが、基本的にそういったでこぼこに関しては調整されているのでしょうか。

井浪 清委員長

はい、事務局課長。

伊神 正文事務局課長

この一般的な施設の利用率、使用料というものは、それぞれ市町で、その使用料を決めるときには、その建築年当時の似たような施設、近隣あるいは同規模の市町のその使用料等を調査しながら、そのバランスのとれた使用料を設定していると私も考えておりました、この合併の際に、例えば、尾西と一宮、木曽川の施設の使用料を統一しようという考えは今のところございません。ですから、現状どおりのその2市1町で決められた料金、これをもって今後もやっていきたいと思っております。

ただ、統一した方が望ましいといったものもございまして、例えば学校の運動場、屋内運動場とか、運動場の使用料等については、これは統一した方が望ましいだろうということで調整は図っておりますが、各施設については、出自が違いますので、それは現行どおりの使用料でいきたいなというふうに考えております。

統一してという考えも確かにわかりますが、今回その5つの小委員会に分かれてしまったということの一つの隘路ではあるかと思っておりますけれども、やはりその部署に所属したところでご審議いただくのが望ましい姿であろうと考えております。最終的には、全体の協議会の中ですべての資料をお出しして、そこで最終的なご判断をいただくということでございます。

井浪 清委員長

はい、上田委員。

上田 芳敬委員

あえて反論を言わせていただきますが、やはり先ほど申し上げたとおり、一市民として使う場合は、部は関係ないわけで、もちろん限定された方しか使えない施設も確かにあるかとは思いますが、できれば、やはりどこかの小委員会なりに委託して、全体的なバランスの中で考えられた方がいいのではないかなというふうに思います。

井浪 清委員長

はい、事務局課長。

伊神 正文事務局課長

そうですね。ただ、今回このように経済環境小委員会でエコハウスと「ゆうゆうのやかた」等をお諮りして、来週の厚生、総務文教小委員会においても、このような格好でそれぞれの所管の施設をお出ししようと考えております。原則、先ほど申しましたように、2市1町、今の料金を、一部を除いては大きく変えるものではありませんので、これを、今後合併して新しい市になったときの住民の方々が使用いただくのに、それほど差し支えはないのかなと。これは教育委員会の所管、これは環境部の所管ということは、確かに市民の方、関係ないのでありますけれども、それを除いても、今の現状のままの使用料であれば

ご迷惑をおかけすることはないのかなと思いますので、よろしくご理解のほど賜りたいと存じます。

井浪 清委員長

ということでございます。

ほかにご意見等ございますか。

はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

すみません、たびたびで申し訳ないのですが、こうやって資料としてお出しいただくと、先ほど少しお触れになりましたが、それぞれの施設が建設されるに当たって、それなりの出自をもってでき上がっているということをおっしゃったのですが、特に尾西市の場合は、この「ゆうゆうのやかた」というのは、その出自が非常に特殊性を持っているわけですね。それで、その特殊性は何だと申し上げますと、この「ゆうゆうのやかた」の建物の近くにごみの焼却施設があるのですが、迷惑施設の補償事業としての性質を持ってつくられたのが「ゆうゆうのやかた」なのですね。

この事情を尾西市の方々はある程度ご承知なさっているわけですが、新しい市になった場合に、大半の方がそういった事情をお知りにならないということになるわけです。そうしますと、焼却施設を今後どうするかということと、この施設は連動してくるのですね。そういったことを、現時点で論ずること自体が少々早いのかもかもしれませんが、視野には入れておかなければいけないだろうと思います。

そうしますと、特別な計らいは徐々になくなってはきていますけれども、この地域の皆さん方の中には、しっかりとまだまだ脳裏にあるわけですね。こういったことを他の部分の皆さん方にどういうふうに説明していったらいいものかということが、当然討議の中で諮られていくべきだろうと私は思っていますけれども、現時点で事務局はそこまでの討議はなさっているのでしょうか、なさっていないのでしょうか、どちらでしょうか。

井浪 清委員長

事務局課長。

伊神 正文事務局課長

今、尾西の「ゆうゆうのやかた」が焼却場の迷惑施設の住民還元のものであるというようなお話がありまして、それを2市1町に広げた場合、尾西市民は承知しているけども、木曽川、一宮の住民は知らずに使っていることについて、というお話でございましたが、それはまさに一宮のエコハウス138も同様のことでございまして、これも焼却場の余熱を使った施設でございます。

この施設がどういう性格を持って生まれ出たものかということについて、今、北岸委員さんは、すべての住民に周知させる必要があるというようなことをおっしゃったのでありますが、私の考えといたしましては、生まれ出たその施設の性格、言い換えれば、そのときにこういう要件で建ったということは、重要なことかもしれませんが、これがそれぞれ市民の方にお使いいただける娯楽施設といたしますか、健康増進施設であれば、そののと

ころに深くこだわる必要はないのではないかと。楽しく住民の方が使っていただければ、それほどにこれについてこだわる必要はないのではないかというふうに私自身は考えております。

井浪 清委員長

はい、北岸委員。

北岸 節男委員

まさにあなたのおっしゃるとおりで、私もそうあるべきだと思っているのです、実は。ところが、当たり前ですけれども、焼却施設というのは、やはり傷んでいきますので、まだ建て替えが要するというのを視野に入れていかなければいけなかったわけですね、これまで。ですから、次に建てかえるというような場合に、また地元の皆さん方から了解を得たいという気持ちから、絶えずいろいろな方々から地域と妥協できるような話をずっとしてきているのですよ。

私個人の考え方としては、今おっしゃったように、全市民が楽しく利用できる施設であるべきだと、迷惑事業の補償事業でなくせばいいのではないかというのは全く同感なのですよ。ただし、ずっとそういうことを言い続けてきた部分もあるわけですよ。次の建てかえを睨んで対応しなくてはいけないと、私もそれは思うのですが、ずっと言ってきたという経緯があるものですから、そこを全く見失ってしまいますと、仮に尾西市の清掃事業所をまた建て替えなければいけないという必要に迫られたときに、問題がまた起きてしまうなど、取り越し苦労になることを願っていますけれどもね。

井浪 清委員長

答弁は要りませんか、いいですか。

北岸 節男委員

要りません。いいです。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、佐野委員。

佐野 豪男委員

一つだけお願いします。3ページの鳥獣飼養とありますが、私は何も動物も鳥も飼っておりませんが、対象になる動物の名前、少しでいいですが教えていただけませんか。

それと、最近、新聞によく出ますワニとかカミツキガメとか、ペットショップでどうのこうのがありますが、それらは入るものか、入らないものかも教えてください。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

この対象になる鳥獣の関係は、メジロとホウジロでございます。それ以外は一切対象になりませんので。

井浪 清委員長

メジロ、ハウジロ。

星野 喜典環境分科会長

ええ、メジロとハウジロでございます。

井浪 清委員長

佐野委員さんから質問があったとおり、ワニとかカミツキガメか、それはどうですか。

星野 喜典環境分科会長

それ以外のものはこの対象にはなりません。

井浪 清委員長

この対象にはならない、はい。

ほかにご質問等ございますか。いいですか。

ほかにご意見等もないようでございますので、お持ち帰りの上、次回まで、これ提案事項でございますので、次回までお考えをおまとめいただきたいと思えます。

続いて、協議事項第7号の協定項目17、補助金、交付金等の取扱いについて議題とさせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

はい、事務局課長。

伊神 正文事務局課長

次第の4ページをお願い申し上げます。

協議経環第7号、補助金、交付金等の取扱いについて、協定項目第17号でございます。調整方針を読ませていただきます。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。

(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。

(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。

恐れ入ります。協議附属資料「補助金、交付金等の取扱い」をお願い申し上げます。

まず、1ページの前に、10ページから13ページまで、この経済環境の所管に係る補助金、交付金の一覧をつけさせていただきました。今から私が説明するのは、その中でも特に重要であると思われるものについてご説明したいと思えますので、よろしくようお願い申し上げます。

まず、1ページでございますが、1.最新規制適合車等早期代替促進補助金でございます。これは県の事業でございます。中小企業の事業者や自動車リース事業者が、いわゆる自動車NO<sub>x</sub>・PM法の規制対象自動車を2年以上前倒しして、最新規制適合車へ早期代替を行った場合に出す補助金ということでございまして、これは2市1町、目的・対象は同じでございます。ただ、補助金については、一宮市が本体の購入あるいは仮装に要する経費の10%で1台につき100万円、尾西市が50万円、木曾川町が100万円となっております。

す。

先ほど申しました2年以上前倒ししてという意味は、例えば平成9年に購入した普通貨物車が、これは国の基準で平成18年まで使用できるものでありまして、18年までがリミットでありますから、2年以上ですので、16年までに適合車に買い替えた場合に対象となるというふうにご理解を賜りたいと思います。

調整方針でございますが、国・県の動向を見て、新市において調整するとさせていただいております。これは、国・県の方でこの補助の見直しの動きが若干あるようございまして、今定かには決まっておりますが、その動向を見て対処させていただきたいということになっております。

次に、2の農業後継者育成事業補助金でございますが、これは、一宮市、尾西市の4Hクラブに対する補助でございます。補助金の金額が若干違っておりまして、これも民間団体でございますので、合併後は統合していただくことになろうかと思いますが、合併後、クラブの意見を聞きながら調整をさせていただきたいというものでございます。

次に、3の水田農業経営確立対策促進事業補助金でございます。これも2市1町、転作等の態様をもって助成金を交付して、水田農業経営確立対策の円滑な促進を図るといったことで、概ね目的は一緒でございますが、事業内容、補助金額等、見ていただいたとおり、かなり大きな差がございます。これにつきましては、前回提案させていただきました地域水田農業ビジョンを2市1町で平成16年度中に作成するという予定がございます。それに従って平成17年度から統一を図ってまいりたいということで、各市町の現行事業を新しい事業に統合するといった表記にさせていただいております。

次に、4の代払事業促進事業補助金でございます。これは何かと申しますと、一宮にあります卸売市場、総合市場でございますが、ここでスーパーとか八百屋さん、いわゆる個店が食料品を購入されます。それで、一々代金を精算しようとする、なかなか時間もかかって手間も大変だということで、スーパー、八百屋等で構成する一宮食品商業共同組合というのがございまして、この組合が代金を一括で払うと。それで、組合に対して、購入した個店や商店は後からその決済をするといった仕組みでございまして、この運営事業に対して補助金を200万円出しております。

これはアの方でございまして、イの方は代払保険加入促進事業補助ということで、この制度において、個店が潰れてしまった場合に、組合に影響が及びますので、こういった場合の保険に入っている、その保険に対する補助でございます。現行のとおり続けさせていただきたいというものでございます。

次に、5の玉葱種子採種事業補助金でございますが、これは、木曾川町でやっておりますタマネギの採種組合でございます。これに補助が21万円出ているようでございますが、これは現行のとおりとさせていただきたいということでございます。

はねていただきまして、3ページでございます。

6. いちのみや緑と花の診療所事業補助金でございますが、これは、一宮で緑と花の診療所というものを設けておりまして、ここから住民の方の要望に応じて、園芸のアドバイ



ザーとか、あるいは消毒等の業務を担っているところでございます。消毒については、実費の2分の1を住民の方からご負担いただくわけではありますが、その他はすべて無料で相談に応じているといったものでございます。これが補助金として180万余出ております。現行のとおりとさせていただきたいというものでございます。

次に、7の離職者職業訓練助成金でございますが、これは、一宮市在住の離職者が就業条件向上の目的をもって技能習得をするときに出す補助金ということでございまして、公共職業安定所長の指示によって公共職業能力開発施設に学ぶ場合に、月額2,500円の支給をするといったものであります。これは、合併時に一宮市の制度に合わせるといったことで、2市1町に広めさせていただきたいというものでございます。

8の一宮地域職業訓練センター管理公社補助金でございますが、愛知県より委託を受けて管理運営を行っている財団法人一宮地域職業訓練センター管理公社というものがございまして、ここの運営費の補助を行っているものであります。市の職員3名、その他2名、5名で運営をしております。現行のとおりとさせていただきたいというものであります。

次に、4ページでございますが、9の中小企業倒産防止共済掛金助成金であります。中小企業倒産防止共済掛金の一部を助成することによって加入の促進を図るということで、尾西市の方でやっておみえになります。市内に事業所を有する方、共済掛金を1カ月以上納付している方、助成の交付を一度も受けたことがないということで、平成12年からこれだけの数をやっておみえになりますが、一度も受けたことがないということで、毎年少しずつ少なくなってきております。それで、平成15年、16年をもって、ほとんどの対象の事業者が助成を受けたことになるということをもちまして、合併時に制度を廃止させていただこうというものでございます。

次に、10の商工会議所・商工会補助金でございます。これは、一宮市に商工会議所、尾西市・木曽川町に商工会がございまして、それぞれ行政の方から補助金が出ておりますけれども、この商工会議所・商工会においても、行政の合併と同時に、この団体も合併の動きがあるといいますが、今後協議が進められるだろうということで、今後のこの協議の推移を見守りたいということをもちまして、一定期間内に調整するとさせていただいております。

次に、11の繊維産業高度化地区組織補助金でございますが、市内で繊維産業を営む企業者が組織された地区団体が、体質改善・高度化のために、年度内に行う事業に対し予算の範囲内で補助をするといったものでございますが、昨今の厳しい繊維産業の現況から、廃業が多く、一部の組合においては、活動そのものが困難となってきた状況であります。また、組合員も組合離れが進んでおりまして、活動の低下を招いているということがございます。この際、合併時にこの制度を廃止させていただこうというもので調整させていただきました。

はねていただきまして、5ページでございます。

12. 中小企業振興融資補助金でございます。これも2市1町、同様な事業をやっておりますが、見ていただいたとおり、一宮市においては商工業振興資金として通常資金、80%

になっておりますのは、信用保証協会に払う信用保証料の80%を補助しようというものでございます。信用保証料といいますのは、仮に1,000万、5年返済で借り入れた場合、保証料として約30万円必要になってくると、担保がない場合ですね、30万円が必要になってくると。この80%でございますので、24万円補助を差し上げようというものでございます。そのほかに、特別小口資金、一宮市小口事業資金、あと、経済環境適応資金として、経営安定資金、開業支援資金等々がございます。

尾西市においては、通常資金と特別小口資金、木曾川町においては、書き方がちょっと異なっておりますけども、通常資金の補助ということをもちまして、やはり一宮市の制度が多数ありますということをもって、一宮市の制度に合わせるというふうにさせていただいております。

次に、6ページの13. 中小企業振興融資利子補給補助金でございます。これも、先ほどは信用保証料の補助でございましたが、今後は利子に対する補助でございます。市内に事務所もしくは事業所を有するものに対し、利子の一部を予算の範囲内で補助するというところでございまして、当初1年間にかかる利子分で、例えば、一宮の1の商工業振興資金、3年以上で、かつ1,250万以下の融資実行者に対して、当初1年間にかかる利子の40%を補助するものでございます。

尾西市、木曾川町も、一番上の商工業振興資金に対しての制度はございますが、2番目の小口事業資金、あるいは開業資金等はございません。そのほかにも、これは7ページにもわたっております、7ページには、経営安定資金の補助等もございます。やはり一宮市の制度が一番中小企業者の皆さんにとって手厚いといったことをもちまして、合併時に一宮市の制度に合わせるとさせていただいております。

次に、7ページの14でございます。繊維品工業先端技術設備等導入促進利子補給補助金でございます。これについては、県の企業活性化資金の融資を受けた方に対して、その融資に係る支払い利息の一部を補助するといったものでございます。ただし、この県の制度というのは、かなり申請に時間がかかり複雑なものであるということでございまして、補助実績もゼロ円となっております。平成11年から14年は実績がございません。

それで、合併時にこの制度を廃止するとさせていただいておりますが、先ほどご説明申し上げました商工業振興資金の通常資金の方も、これはもちろん利用できるものでありまして、こちらの方が通常利用が多いと。あるいは、やはり借りやすさが、先ほど申しましたこの補助金といいますか、企業活性化資金よりも数段借りやすいということをもって、代替としてはこちらを使っただけということをもって、この制度を廃止させていただこうというものでございます。

次に、8ページのジャパン・テキスタイル・コンテスト事業補助金でございます。一宮市で毎年秋にやっておりますテキスタイル・コンテスト、ユーロ・テキスタイル・ビジョン、これらに対する分担金、一宮が3,700万、尾西市が協賛金として5万円お払いいただいております。現行のとおりとさせていただきたいということでございます。

はねていただきまして、9ページでございます。

16の繊維設備近代化促進助成金でございます。尾西市の繊維工業の中小企業者が、企業の合理化を図り、設備の近代化を促進するために、設備を新設及び入れかえした者に対して助成金を交付するといったものでございまして、市内に事業所を有する中小企業者で次の要綱を具備するものといったことで、6つほど要件が並んでおります。(2)の対象となる設備で、織物機器とか、ドビー機とか、ジャガード機とか、こういったものを購入していただいたときに補助をするものでございます。この調整方針を見ていただきますと、合併時に制度を廃止させていただこうということでございます。

ただし、ただし書きといたしまして、全産業に対応可能な小規模企業者等設備導入資金への転換が可能であるということをもちまして、これは何かと申しますと、17の方で説明させていただく小規模企業者等設備導入資金でございます。これは、今の16の繊維設備云々とどこが違うかといえますと、16の方は、これは繊維工業のみを対象とした制度でございますが、17の小規模企業者等設備導入資金につきましては、繊維のみならず、すべての産業で対応ができるといった制度でございます。尾西市と木曽川町でございます。新設及び入れかえした設備に対し助成金を交付し、小規模企業等の振興に寄与することを目的とするといったことで行われております。これについては、尾西市と木曽川町で制度内容が若干違っております。尾西、木曽川の制度を調整し、新市全体に広げるといったことで、一定期間内に調整を図らせていただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

大変長時間ご苦労さまでございました。

ただいま事務局より、補助金、交付金等の取扱いについて説明がございました。ご意見、ご質問等があれば伺いたします。

はい、吉田委員さん。

吉田 弘委員

10番の商工会議所・商工会補助金について、ちょっとご質問したいと思います。現在、一宮市は、商工会議所には385万円補助をしております。尾西市には補助実績で1,250万、木曽川町が1,650万あるのですが、この各項目の調整方針のところ、新市において一定期間内に調整するということになりましたが、この一定期間内というのは、どのぐらいの期間であるかということも教えていただきたいと思います。この商工会議所と商工会というのは、同じような経済団体であります。商工会議所というのは、中小企業の指導援助機関でもあるのですが、大企業を主とした会であります。商工会というのは、中小・零細企業の指導援助機関でありまして、これを商工会議所の方に移行するという事は、なかなかこれも時間がかかると思います。会員の皆さんの同意も得ないといけませんし、会費の問題とか、おのこののいろいろな問題があると思います。

従って、木曽川町はどう思ってみえるかわかりませんが、尾西市としても5年から10年ぐらいの間で考えていかなければいけないと思っております。平成17年3月までに合併をすれば、国からの地方交付税というのは今までどおり、合併した市町に全額給付するとい

うことになっておりますので、できるだけ長い期間、10年と言いたいのですけれど、10年ぐらい、私たちは希望しておるのですけれど、そのくらいの間は、今までの実績に基づいて補助金を交付していただきたいというように思うわけではありますが、これについては、市当局の方はどんなようなお考えであるかお聞きしたいと思います。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

野村 治男商工観光分科会長

一宮市の野村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今、尾西の方からのご質問で、一定期間はどれくらいの期間かというような、まずご質問で、大体5年から10年というようなご発言があったわけですが、先ほども事務局の課長が説明しましたように、私どもで今期間を率直にお話しすることは正直言ってちょっとできないような状況で、その会議所さんと商工会さんとの動向を見守りながら進めていきたいというようなことしかご発言はできません。申し訳ございません。

井浪 清委員長

吉田委員さん、いいですか。

はい、吉田委員さん、どうぞ。

吉田 弘委員

我々の方の動向を見ているということですけど、補助金は、このままもらえるか、もらえないか、そのこともしっかりとっておかないと、私どもが一番感じたことは補助金の問題ですから。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

野村 治男商工観光分科会長

一宮市ですが、今の補助金の問題も、なかなか問題が大き過ぎまして、正直申し上げて、調整の段階でも結論が出ておりませんので、よろしく願いいたします。

井浪 清委員長

はい、どうぞ。

山口 善司幹事長

今、事務局の方から説明ございました。基本的には、先ほども申しましたように、どうなるか、これはわかりませんが、一宮市では商工会議所、それから尾西、木曾川さんの商工会、これが合併になるかならないか、これは将来の話ですからわかりません。仮に合併になれば、当然その段階では調整する必要があるだろうと。それまでの間は、基本的にはこの金額、これ、私も尾西、木曾川これは定額なのか、それがこの要綱を見ますと、やはり一定の事業費に対して何%だとか、そういう考え方をどうも思っておみえのようでございますから、金額は当然変わるかもわかりませんが、その事業の内容によって、それはやはり現行の考え方は踏襲していかなければならないと考えております。

井浪 清委員長

それでは、五藤委員さん、どうぞ。

五藤 和吾委員

私も今、吉田委員さんが申されたように、10番の商工会議所・商工会の補助金についてということでございますが、新市において一定期間内に調整するということなのですが、これは非常に危惧しておることであって、特に木曽川町商工会は、長年の懸案であった商工会館を今建築中です。それで、3月15日の完成を目処に、着々と進行しておりますが、これについては、県・国、また町に私ども補助金を申請しているわけですが、全額というのか、満額回答をいただいたわけです。

それから、会員の皆さん方にも寄附金をお願いしたのですが、これも目標どおりと申しますか、それ以上をお願いをしたというようなことで、私どもはこれに対してお応えをしなければいかんと、報いないかんとというような気持ちでおるわけで、やっぱりそうすれば、新しい事業を起こしたり、また、もちろん会員増強、所持金のアップ、これは当然していかないけないわけですがけれども、商工業者問わず、地域の皆さん方に活用、利用していただいて、この地方の活性化を図っていきたいと思っておるわけです。

いろいろと意見を聞いておりますけれども、吉田さんからも言われたのですが、木曽川町としても、当分の間と申しますか、やっぱりそれに応えるという意味からいっても、単独でこれを存続させようと思っておるわけです。従って、特例債というような話も出ていますが、少なくとも10年は補助金、これ当然補助金の問題になってくると思うのですね。だから、補助金は従来どおりお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

やっぱり大きくなるということは、メリットというのは当然この出てくる面もあると思うのですけれども、末端の特に小規模業者、今、末端と言うと申し訳ないんですが、語弊があるかも知れませんが、下部組織の活性化を図る意味からしても、これは、どうしても商工会は少なくとも10年ぐらいは存続させたいと思っておりますので、その点、十分心得てお願いしておきます。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

山口 善司幹事長

先ほどもご説明させていただきましたように、調整がついていないといいますが、詳細について事務局で調整がついていない、一定期間に調整と申しますのは、やはりこの一定期間といいますが、基本的にはやはり先ほど事務局も申しましたように、最終的にどうなるかわかりませんが、商工会議所さん、商工会さんの合併という、これも課題としては避けて通れないのではないかなと勝手に思っているかも知れませんが、そういう動向を見守ってまいりたいと。それまでの間は、やはり今こういう形でそれぞれ助成をしてみえますから、この基本的な考え方は尊重していかなければならないと考えているところでございます。

井浪 清委員長

五藤さん、いいですか。

五藤委員さん、どうぞ。

五藤 和吾委員

半永久的にこのままいけるといふふうにはもちろん思っていないですよ。ところが、短くても要するに10年ぐらいはお願いしたいということをおっしゃるわけですが、それで、当然今の吉田委員さんも申し上げられたように、商工会議所あたりから呼びかけがあると思いますけれども、当分の間は単独でいこう、そういう気持ちでありますので、その点を十分心得てご判断願いたいと、こういうことでございます。

井浪 清委員長

ほかにご質問等、はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

商工会関係のお二方のお話を聞いておまして、お気持ちは大変よくわかるのですけれども、現在の例えば補助額等を保障せよと、保持せよと、こういったことが仮に合併した際に可能なかどうかというのは、ちょっと疑問ではないかという気がしてしまったのですね。お二方の根拠としては、交付税が、10年間一定金額が保障されているはずだと、こういうことだろうと思うのですが、交付金等が同一の金額で保障されているなんてことは、私はないと思っていますけれども、それからすると、お二方のおっしゃっておられることは果たして可能かどうかという疑問がわいたのですけれども、一宮市の助役さん、どうなのでしょう。

井浪 清委員長

はい、事務局、どうぞ。

山口 善司幹事長

先ほども申し上げましたとおり、金額の固定ということは先ほど私も申しませんでした。事業ですね、ここの補助要綱でございます事業内容、これによって、当然事業費が変わってくるわけでおっしゃる通り、この要綱を尊重するということとして、金額はこのとおりということではございませんのでよろしく申し上げます。

北岸 節男委員

ですよね。

山口 善司幹事長

はい。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、吉田委員さん。

吉田 弘委員

金額の方を保障できないというようなお答えだろうと思いますが、実は、商工会というのは非常に小規模企業者の集まりでありまして、商工会を利用するというのは、いわゆる税務申告にしても、それから金融等についても、多くの方が利用してみえるのです。

それは、商工会議所も同じことをやられるのですけれど、商工会議所となってくると、中小・零細企業の方はなかなか利用しにくいのではないかなというようにことを思いまして、現在、一宮市の商工会議所の、いわゆる企業が商工会議所に加入しているというか、組織率が、一宮市は31.2%です。尾西市は60%、それから木曽川町が53.1%、これ、最近の資料ですけれど、そのような加入率であって、恐らく私は合併、会議所に統一いたしますと、会費の問題とか、そういうものが中小・零細企業の方から出まして、脱退者が私は非常に多く出てくるのではないかなというようにことを危惧しておるわけでありまして。

そういう点から見たら、やはり十分に、先ほど木曽川町の五藤委員さんからもおっしゃいましたように、ある程度の期間を置いて、会員の皆さん方に納得のいくようなことを順次進めていって、できるだけ、いわゆる組織率をアップさせるということをやっているかないと、私はただ合併すればいいということで、商工会議所になって会員が激減したとなったら、商工会、商工会議所も、合併しても、会員数が増えないというようになることは、私は大変残念なことだと思うので、こういうことを申し上げるのです。

どうかひとつ市当局でも、しっかりとこれは認識していただいて、事を進めていっていただかないと、私は中小・零細企業の方が、商工会議所の方に組織を変更いたしましたときに大変ご迷惑になるだろうと思うわけでありまして。市が合併したから商工会議所に合併せよというような、いわゆる補助金を削減してしまえば自動的に合併してくるというようなことをやられると大変困ると思うのです。どうかひとつそういう点、しっかりと市当局も頭の中に入れていっていただきたいというように思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

山口 善司幹事長

先ほど来、申し上げていますとおり、今後どうなるか、これは私にもわかりません。ただ、先ほど来、各委員さんもお話のとおり、永久にこの制度が続くというものではないと、これは当然だと思います。それで、くどいようでございますけれども、市が合併したから、商工会議所さん、商工会さんも合併すると、こんな考え方は毛頭ございませんし、ただ、一般的に考えますと、何らかのその話し合いも今後あるのではなからうかなと、私どもは部外者として推測するに、そんなこともあるのではないかなと想定はしておるわけでございます。

そういう中でどういう話し合いをするのか、これはやはりその結果を見てから判断せざるを得ない部分だということで、あと、金額については、この金額で固定ということではなくて、やはりこの要綱で、ここにございますいろんな事業の事業費に対して、一定率あるいは、こういう要綱で定まっているわけですね。それは尊重してまいりたいということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

五藤 和吾委員

まあ金額云々でということは、事業の内容だというようなことも言われるのですが、現にこれだけ尾西市は1,250万、木曽川町は1,650万いただいております、これはもう事実なのです。もうそれだけ認めてもらっているということも事実じゃないかなと思うので、それは十分心得てやっていただきたいと思います。市町が合併したから、商工会議所、それから商工会も合併しなければならないというものではないのですね。

県連の指導も、やっぱり独自でいけるところはいく。合併しなければいかんと、そういうところは合併すると。また、編入するというような3つぐらいの選択肢を持って進めておるわけで、やっぱりその地域事情によって相当違ってくと思うのです。従って、尾西市も木曽川町も同じような意見ですけど、やっぱり単独でいこうというようなことじゃないかなと私思っているのです、それは十分心得てもらいたい。お願いします。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございます。

この商工会に関しましては、これは提案事項でございますので、また次回の協議の中に入ると思っていますので、これ以外にほかに何かご質問等ございませんか。

はい、上田委員。

上田 芳敬委員

すみません。2つほどご質問させていただきたいのですが、まず、最後のところずっと一覧表がある補助金、これは多分ここの委員会に係る補助金の一覧表だと思うのですが、合併時に廃止するというものは、この中に、先ほど1から17までありましたけど、それ以外にあるのかどうかということと、非常に細かい質問なのですが、11ページのところのISO取得支援事業補助金というのは一宮市さんだけなのですが、これ合併した場合に全市で適用されるかどうか、その2点、お願いいたします。

井浪 清委員長

はい、事務局。

野村 治男商工観光分科会長

一宮市の制度に合わせるということで、ご理解をお願いします。

上田 芳敬委員

ISOのことはそうなのですが、ほかに、要はもう一点、最初のご質問。

井浪 清委員長

はい、事務局課長。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。今先ほど私が説明した以外に廃止の補助金があるのかといったご質問でございますけれども、11ページの尾西市の一番下でございますが、商工会補助金の服飾文化祭の40万円の補助金、これを廃止させていただこうと考えております。それと、恐れ入ります、13ページの同じく尾西市の浄化槽汚泥運搬処理助成金1,029万円、これは16年度に廃止させていただこうということでございます。

以上でございます。



井浪 清委員長

はい、上田委員。

上田 芳敬委員

あえて先ほどご説明がなかったということは、それほど大きな意味合い、廃止しても大きな問題が出ないだろうということで外されたかと思うのですが、ただ、廃止される理由を簡単にお教えいただければ幸いです。

井浪 清委員長

はい、事務局。

浅井 透尾西市商工農政課長補佐

尾西の浅井です。

服飾文化祭の関係ですが、これは、今年度25万円の予算ということで、前年が40万円ということですが、服飾文化祭というのは、別に独立した祭りではなくて、びさいまつりの中の市民会館で生地などを飾る事業です。それを来年度事業では、服飾文化祭という名前のものを消して、びさいまつりの中に予算化しようということです。これの予算が消えるわけではありません。

以上です。

井浪 清委員長

ほかに。

はい、事務局、どうぞ。

時田 満稔経済環境副会長

浄化槽汚泥運搬処理助成金、16年度で廃止ということの関係でございます。当市においては、浄化槽汚泥の一部を海洋投棄ということで現在行っております。これにつきましては、海洋投棄汚染防止法等、ロンドン条約等によりまして、平成19年に海洋投棄が禁止になることから、来年度には尾西市としても海洋投棄を中止したいということで廃止をさせていただきます。それに伴います運搬処分料が非常に高いものですから、助成をしておったということでございますが、中止、廃止しますので、助成金がなくなるというようなものでございます。

井浪 清委員長

はい、事務局。

野村 治男商工観光分科会長

一宮市ですが、ちょっとご訂正の方をよろしくお願いします。

先ほどISOの関係で続けますと言いましたが、新市において調整するという意味合いでございますので、ご訂正の方、よろしく願いいたします。

井浪 清委員長

はい、五藤委員さん。

五藤 和吾委員

11ページの2番の商工観光ということなのですから、ここに商工団体事業補助金共

同事業が2,727万2,000円とか、あるいは街灯等、これが669万とか、あるいは商業基盤施設整備費等補助金3,030万1,000円とか、計上してあるわけですけれども、これは、商工会議所経由で出してみえるのか、あるいは一宮市が直接そういう企業団体に補助金を出してみえるのか、それはどうなのですかね。

井浪 清委員長

はい、事務局。

野村 治男商工観光分科会長

商工団体補助金等につきましては、団体に支出しております。

井浪 清委員長

はい、五藤委員さん。

五藤 和吾委員

団体というのは、商工会議所に限らずということですか。

井浪 清委員長

はい、事務局。

野村 治男商工観光分科会長

基本的には、商店街振興組合という団体で、会議所には出してございません。

五藤 和吾委員

そうですか、わかりました。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、五藤委員。

五藤 久佳委員

1点質問させていただきます。項目の15のジャパン・テキスタイル・コンテスト事業補助金についてですけれども、全体のこの協議の中で、繊維関係の助成とか補助について、合併時に廃止する方向で調整されているようですけれども、唯一これが残っていくというようなことなのですけれども、このテキスタイル・コンテストとユーロ・テキスタイル・ビジョンという事業内容がございますけれども、このテキスタイル・コンテストにおいては、人材の発掘・育成、それからユーロ・テキスタイル・ビジョンについては、高付加価値の物づくりというものを目指すと書いてありますけれども、これについて、実際どのような例えば人材を発掘できたという効果と申しますか、成果をお教え願えたらよろしいかなと。あと、ユーロ・テキスタイル・ビジョンについては、高付加価値のものはどのようなものができ上がっているかということをお聞かせ願いたいと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

野村 治男商工観光分科会長

一宮市でございます。

まず、第1番目のテキスタイル・コンテストにおける人材の発掘及び育成でございます

が、このテキスタイル・コンテストにつきましては、昨年、平成14年度から始まった事業でございまして、その効果というものが今できつつあるというようなことでのご理解をお願いしたい。ただ、こういう方が出てきましたということは、今のところちょっと実質的には効果というものには上がっておりませんということをご理解お願いいたします。

それから、ユーロ・テキスタイル・ビジョンにおきましては、18日からFDCで、より業界に近いような形で、今年はネリーロディというフランスのアパレルの先端の企業のもので、トレンドパネル展等を行いまして、やはりかなり好評を得まして、これから要するに商品等々の形に上がってくるような形で期待をしておるところでございます。

井浪 清委員長

はい、五藤委員、いいですか。

はい、どうぞ。

五藤 久佳委員

一番最後に、分担金というものが、金額が書いてありますけれども、これ合併したときに、尾西市さんと木曽川町の方で分担金というのが発生すると思うのですけれども、そのような内容、詳しい内容についてはまだ考えられていないでしょうか。

井浪 清委員長

はい、事務局。

野村 治男商工観光分科会長

一宮市でございます。

今、分担金の関係でございますが、今2市1町の形で分担をしていただいておりますが、それが新市において、そのまま乗っかるものなのか、要するに新市で一つになったものですか、少なくなるのか、まだ今のところは調整段階でございますので、よろしく願いいたします。

井浪 清委員長

五藤委員、どうぞ。

五藤 久佳委員

調整はいつごろされて、どのぐらいの期間でお示し願えますでしょうか。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

野村 治男商工観光分科会長

今ちょっとここで即答ができないものですから、申し訳ございません。できる限り準備ができ次第ということをご理解をお願いしたいと思います。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

野村 治男商工観光分科会長

申し訳ございません。要するに、尾西市からの5万円ということですので、今の現行の中で同額というようなことで、現行どおりというようなことをご理解をお願いしたいと思

います。

井浪 清委員長

はい、事務局、どうぞ。

山口 善司幹事長

もう少し補足をさせていただきますと、この分担金ということでございますので、全体の事業費があるわけございまして、その中で、愛知県、それから企業と申しますか、この地方の、商工会議所さんだとか、そういう中から一番最初は、まず事業費ですね、年度にどういう事業をやるのだと。

一般的に言いますと、ここにありますようにテキスタイル・コンテストとか、ユーロ・テキスタイル・ビジョンと。以前は、このユーロ・テキスタイル・ビジョンにかわりましてファッションショーをやっていたわけですね、パリ・ファッション・ファンタジーと。こういうことによって、年度によって、例えばある程度毎度なことではなくして、やはり事業内容もその時々において変わっていくという中で、事業費全体が固まってくるわけございまして、その中から、後は県の補助、それから商工会議所さん、それから業界さん、場合によっては、ファッションショーなんかですと入場料等もいただいておりますので、そういう参加者、会場に見える方の負担も中には事業によってあり得るわけございまして、そういう全体の中で事業費、最初にどういう事業をやると、そういう事業費がまず固まって、後は分担という問題になってくるという面もご理解賜りたいと存じます。

井浪 清委員長

はい、五藤委員。

五藤 久佳委員

最後に、事業費の中に分担金が入ってくるという、事業費の一部の中に分担金も含まれてくるということですか。

井浪 清委員長

はい、事務局。

山口 善司幹事長

先ほど申しましたように、まず基本的には毎年度どういう事業をやる、大体、毎年大きく変更することはございません。やはり一番大きく変更したのは、ファッションショーを取りやめて、このユーロ・テキスタイル・ビジョンになったことございまして、先に事業費ありきなのですね、ある意味でいきますと。事業費が例えば100といたします。例えば前年度が90かもわかりませんし、110かもわかりません。これは、その各年度の事業内容によって事業費が決まりまして、その中から、今度また県の方も一定の額を分担していただき、それから、そういう関係団体の方、残りがこの一宮市、基本的に今まででいきますと尾西さんは5万円ございまして、ほとんど残りは一宮ということでやっております、そういう今言いました、基本的に一宮市、それから県、それから関係団体の皆様方から出していただき、この事業も成っているということございまして。

井浪 清委員長

いいですか、はい、五藤委員。

五藤 久佳委員

事業費を、この合併した後、木曾川町の町民の方にも税金からその事業費が実質徴収されることになると思うのですが、その辺で、こういうジャパン・テキスタイル・コンテストの事業だけが残るということで、有効な事業として運営されればありがたいなと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

山口 善司幹事長

この事業につきましては、特にこの2市1町、元からも繊維が中心としてきていたということで、現状でも、尾西市さんの例えばそういう繊維関係の皆様も当然こういう中に出展もされますし、応募もされております。従いまして、今まではほとんど大部分が一宮市で負担していたわけですが、一宮市の繊維事業だけに限定してなくて、広く今回のこのコンテストの中も、海外からの応募もございますし、当然、日本全国からも応募がございますので、繊維のまち、この2市1町、繊維というのは切っても切れないという関係もございまして、今後も続けてまいりたいということでございます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

ほかに質問等ございますか。

はい、佐野委員さん。

佐野 豪男委員

今に関連しますが、事業費の総額に対するこの分担金3,700万円、これはどれぐらいのパーセントですか。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

野村 治男商工観光分科会長

一宮市ですが、総トータルが、総事業費が4,881万5,501円に対しまして、76%の占める割合でございます。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

ほかにご意見等もないようでございますので、これ提案事項でございますので、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思います。

続いて、次第3、その他に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

森 輝義事務局長

それでは、5ページ資料5をご覧ください。その他につきまして、ご説明申し上げます。次回「第4回経済環境小委員会」は、平成15年12月10日水曜日の午後3時から、この場

所を予定しております。また改めて文書でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

井浪 清委員長

以上でございます。本日予定しておりました議題は以上でございます。終始熱心なご討議ありがとうございました。

これで経済環境小委員会を閉じさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございます。

午後 3 時 4 0 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 2 月 4 日

会議録署名委員 井 浪 清 (自署)